

山形県NPO活動促進補助金
平成30年度 協働助成事業
【一般型】

募集要項



やまがた社会貢献基金
Yamagata Social Contribution Fund

目 次

I	共通事項	・・・	1
II	重点課題テーマ及び県政課題テーマ		
	○ 平成30年度やまがた社会貢献基金協働助成事業（一般型） 重点課題テーマ及び県政課題テーマ一覧表	・・・	7
III	応募書類		
	○ 様式		
	・ 企画提案書	・・・	11
	・ 事業計画書	・・・	12
	・ 収支予算書	・・・	13
	・ 企画概要書	・・・	15
	○ 記入例	・・・	16
IV	協働助成事業Q & A	・・・	21

◆ 応募書類提出先・問合せ先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（山形県庁9階）
山形県観光文化スポーツ部 県民文化スポーツ課
県民活動推進担当

[電 話] 023-630-3157（直通）

[ファクシミリ] 023-624-9908

[ホームページ] <http://www.pref.yamagata.jp/kifu/>

共通事項

1 目的・趣旨

「やまがた社会貢献基金」は、誰もが安心して暮らせる住み良い地域社会を県民みんなで作るため、社会や地域に貢献したいという思いを持った県民や企業等からの寄附金と県の拠出金で造成しました。

この基金を活用して、NPOと多様な主体が協働※しながら社会や地域の課題解決に取り組む社会貢献活動の企画提案を募集し、助成（補助）します。

※「協働」の意味

この募集要項でいう「協働」は、共通の目的を達成するために、各主体がお互いの特性を認識・尊重し合い、意思の疎通を図りながら、共通する領域の課題の解決に向けて協力・協調する関係をいいます。

2 募集する事業

下記の条件を満たす企画提案を募集し、優れた提案を選定して補助します。

(1) 次の3部門のうち、**1部門を選択**し、提案してください。

なお、**応募は1団体につき1提案まで**とします。

- ・ **重点課題部門**：重点課題を踏まえ県がテーマを設定し、NPOが事業を提案。
（**重点課題テーマ**）（P7）を御参照ください。）
- ・ **県政課題部門**：県政課題を踏まえ県がテーマを設定し、NPOが事業を提案。
（**県政課題テーマ一覧表**）（P7～10）を御参照ください。）
- ・ **自由提案部門**：地域や社会の課題を踏まえ、NPOが事業を提案。

(2) 自由で先進的な発想や専門的なノウハウ等を活かした独自性の高い事業であること。

(3) NPOと県との協働により実施される事業であること。

① 提案する事業の協働の形態

協働の形態として下記の例が想定されます。最適と考える協働の形態もあわせて提案してください。

○ 県との協働の形態（例）

- ・「共催」・・・NPOと県が主催者となって、共同で一つの事業を行う。
- ・「実行委員会・協議会」・・・NPOと県で実行委員会・協議会等を構成し事業を行う。
- ・「事業協力」・・・NPOと県との間で、それぞれの特性を活かせるよう役割を分担し、一定期間継続的な関係のもとで、協力して事業を行う。
- ・「情報の提供」・・・NPOと県が互いに持っている情報を提供し、共有しあいながら事業を行う。
- ・「後援」・・・NPOが行う事業に対して県が名義後援を行い、事業を行う。

② 提案する事業の担当課

NPOと県とが協働し、効果的に事業を実施するため、提案する事業の内容について、応募前に担当課と相談のうえ、企画提案してください。

なお、重点課題部門及び県政課題部門の担当課については、「重点課題テーマ」及び「県政課題テーマ一覧表」（P 7～10）を御参照ください。

【応募できない事業】

- ① 社会貢献活動としてふさわしくない次のような事業
 - ・ 営利を目的とする事業
 - ・ 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
 - ・ 政治、宗教に関わる事業
- ② 国や県、市町村から補助又は委託を受けている又は受ける見込みの事業
- ③ 過去にやまがた社会貢献基金の助成を受けた団体において、同じ事業内容で2回助成を受けたことのある事業
ただし、重点課題部門についてはその限りではない

3 事業実施期間

事業の採択決定日から平成 31 年 2 月 28 日まで

4 補助件数・金額

(1) 補助件数：12 件程度

- ・ 重点課題部門 2～4 件程度
- ・ 県政課題部門 7 件程度
- ・ 自由提案部門 2 件程度

(2) 補助金額：補助金総額 600 万円以内

- ・ 重点課題部門 1 件あたり 100 万円以内（補助総額 200 万円以内）
- ・ 県政課題部門、自由提案部門 1 件あたり 50 万円以内

※ 補助金の額は、次の①に規定する補助対象経費の合計額から②に規定する参加料収入など補助事業によって得た収入を除いた額と、各部門で設定する補助金額とを比較して、いずれか低い額以内の額とします。

※ 補助金総額内の助成となるため、採択に際して、事業費を査定する場合があります。

① 補助対象経費（県補助金から支出できる経費）

■事業実施に直接要する次の経費

区 分	内 容
謝 金	外部講師等に係る謝金（ただし、一人当たり 10 万円以内）
旅 費	職員の交通費、外部講師等の交通費・宿泊費
印刷製本費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費

区 分	内 容
消 耗 品・ 材 料 購 入 費	消耗品・材料等の購入費（ただし、単価5万円未満のものに限る。）
通 信 運 搬 費	宅配・郵送料等
保 險 料	ボランティア保険等
使 用 料	会議室等の賃借料及びリース・レンタル料
人 件 費	事業に従事した分の職員の給料手当、臨時職員の賃金、社会保険料等 （ただし、補助対象とできる額は補助金額の3割以内）
調 査 等 委 託 費	専門機関への調査等委託に要する経費など（ただし、補助対象とできる額は 補助金額の2割以内）
そ の 他	その他知事が必要と認める経費

※ なお、次の経費は補助対象外となります。

- ・ 財産形成につながる工事請負費、備品購入費（単価5万円以上の物品等）
- ・ パソコン、プリンター等汎用性の高い機器等の購入に係る経費
- ・ 飲食代等の食糧費
- ・ 団体が運営上必要とする経費（事務所の賃借料や光熱水費等）

② 補助事業による収入

参加料収入や補助金で作成する印刷物の頒布収入など事業実施による収入

5 応募団体の資格

次の(1)、(2)のいずれかに該当する団体とします。

(1) 次に掲げる要件のすべてを満たす特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）又は任意団体

- ① 主として社会貢献活動を行う民間の団体であり、県内で原則1年以上にわたり継続的に活動していること
- ② 主たる事務所の所在地及び活動を行う主たる区域が山形県内であること
- ③ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備していること
- ④ 県税その他租税を滞納していないこと
- ⑤ 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと
- ⑥ 暴力団でないこと、暴力団・その構成員（かつて構成員だった者を含む）・暴力団関係者の統制下にある団体でないこと
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制法による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと
- ⑧ 団体の役員が、次に該当しないこと
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 破産者で復権を得ないもの
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
 - ・ 特定非営利活動促進法もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
 - ・ 暴力団の構成員（かつて構成員だった者を含む）、関係者
 - ・ 設立認証を取り消されたNPO法人の解散当時の役員で、設立認証を取り消された日から2年未満の者

- (2) 山形県社会貢献活動促進基金実施要領に基づき団体支援助成事業の実施団体として登録されているNPO法人又は任意団体

6 応募方法

所定の用紙に必要事項を記入のうえ、山形県観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課まで、郵送又は持参ください【**郵送の場合は締切当日必着**】。

(1) 募集期間

平成30年3月15日（木）から4月5日（木）まで

(2) 提出書類

次の書類を作成し、1部提出してください。

※ 応募に係る経費はすべて応募者の負担とします。また、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却いたしません。

※ 様式各号は、県のホームページからダウンロードできます。

① 平成30年度協働助成事業（一般型）企画提案書（様式第1号）

② 事業計画書（様式第2号）

③ 収支予算書（様式第3号）※積算内訳の分かる資料（任意様式）を含む。

④ 企画概要書（様式第4号）※様式データはMicrosoftパワーポイント形式で用意していますが、手書きでもかまいません。

⑤ 添付書類

イ 団体の定款・規約・会則等

ロ 最新の役員名簿

ハ 現年度の団体の事業計画及び予算書

ニ 前年度の団体の決算書

ホ その他参考資料（団体を紹介した新聞記事など）※A4判片面3枚まで

※ ホチキス止めはしないでください。募集期間経過後の提出書類の追加・差替はできません。

7 審査方法

(1) 審査機関

外部有識者等による第三者機関における審査を経て、県が補助団体、補助事業及び補助金額を決定します。

(2) 審査方法

公開プレゼンテーション審査会（一般公開の場で、応募団体から運営委員に対して事業企画を説明していただきます）における公開審査を踏まえ決定します。

・ 公開プレゼンテーション審査会を欠席した場合は、公共交通機関の運行停止等やむを得ない場合を除き、失格となります。

・ 応募者多数の場合、書面による事前審査を行い、公開プレゼンテーションの対象事業をあらかじめ選定する場合があります。

・ 審査の結果については、応募のあったすべての団体にお知らせします。

【公開プレゼンテーション審査】

① 日時 平成30年5月上旬（予定）

※ 応募状況に応じて、日程を変更する場合があります。

② 場所 山形市内（詳細な場所は決まり次第、応募団体へお知らせします。）

※ プレゼンテーションでは、応募者の希望により、Microsoftパワーポイント及びwindowsメディアプレイヤーを使用できます。

(3) 選考ポイント

①課題解決への貢献度（目的達成度）、事業の公益性・必要性
重点課題及び県政課題の解決に資する内容となっているか。（重点課題部門・県政課題部門） 提案されたテーマ及び事業は、社会に必要なものか。社会の公益増進に資するか。（自由提案部門）
②NPOならではの独創性・先進性（モデル性）
課題の解決を図る手法等には、他の模範（優良モデル）となるような独創性や先進性があるか。
③協働の必要性
課題解決のために協働という手法をとることが適当か。
④事業の実現可能性
団体には、計画を実現できるだけの体制があるか。提案された事業手法等は、十分に実現可能なものか。
⑤事業の計画性（継続性・発展性）
今後も自立的に継続して行われる事業か。今後発展が見込まれる事業か。
⑥積算内容の妥当性
費用の見積もりは、過大あるいは過小ではないか。

8 助成事業の流れ

①事業の公募	平成 30 年 3 月 15 日（木）から 4 月 5 日（木）まで
②事業の審査	【提出書類の確認】 4 月 【公開プレゼンテーション審査会】 5 月上旬（予定） ※応募者多数の場合、書面による事前審査を行う場合があります。
③採択決定通知	5 月（予定） <u>※採択決定日以降であれば事業に着手できます。</u> <u>※提案団体においては、協働相手（県の担当課）と連携を取り、確実に事業計画等を共有してください。</u>
④事業実施説明会	6 月（予定） 協働事業実施にあたっての注意事項等を説明
⑤補助金の交付申請	6 月（予定）
⑥補助金の交付決定	7 月（予定）
⑦事業実施	事業の採択決定日～平成 31 年 2 月末（終期は各事業により異なる） ・ <u>採択された事業計画書に沿って事業を実施</u> ※終期は、交付決定日以降とします。 ※資金計画に応じ概算払いをすることができます。
⑧実績報告・精算払	・ <u>事業完了後 15 日以内又は平成 31 年 3 月 15 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出</u> ・実績報告を精査後、補助金を精算 <u>※提案団体においては、協働相手（県の担当課）と事業実績の共有を必ず行ってください。</u>
⑨成果報告会	平成 31 年度中（予定） 成果を広く県民に公開するために、成果報告会を開催

(1) 情報公開への同意

審査過程の「公正性」「透明性」を高めるため、提案事業の概要、団体名、代表者名及び審査結果をホームページ等により公表します。また、公開プレゼンテーション審査会の際には、提案事業の概要書を資料として来場者に配布するほか、県庁各課にも情報提供を行います。

(2) 選定された団体の義務

- ① 別途定める「山形県補助金等の適正化に関する規則」及び「山形県NPO活動促進補助金交付要綱」の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務を負います。
- ② 提案団体においては、協働助成事業の採択後に、協働相手（県の担当課）と連携を取り、必ず事業計画等を共有してください。また、採択後に県が開催する「事業実施説明会」に必ず出席し、要綱等を把握のうえ事業を行ってください。また、事業実施後に、協働相手（県の担当課）と必ず事業実績の共有を行ってください。
- ③ 事業実施後は、事業評価を行い活動報告書の作成を行うとともに、成果報告会（平成31年度中に開催予定）に出席いただき、成果を報告していただきます。
 - ・報告会を通じNPOに対する県民の認識を高めるとともに、NPOの事業運営能力の向上を図ります。
- ④ 事業実施中及び実施後において、「やまがた社会貢献基金」の普及啓発に協力していただきます。

（普及啓発の例）

 - ・報道機関に対する実施事業の積極的な情報提供
情報提供に際しては、やまがた社会貢献基金協働助成事業として実施する事業であること等を明示する。
 - ・事業参加者に対するやまがた社会貢献基金に係るパンフレット等の配布
- ⑤ 「やまがた社会貢献基金」は県民や企業等からの寄附により運営していることから、県の寄附募集活動の実施にあたり、事業実施団体として協力いただく場合があります。また、団体としても積極的に寄附募集の取組みをお願いします。

(3) 県の担当課との協働

本事業は「県との協働事業」として募集します。事業応募時に提出する「事業計画書（様式第2号）」は、具体的な協働形態・内容が分かるように記載してください。また、採択された場合は、県の担当課と緊密に連携を取りながら事業を実施するよう、十分留意して下さい。

平成30年度やまがた社会貢献基金 協働助成事業（一般型）「重点課題テーマ」

重点課題テーマ	重点課題テーマの趣旨	想定される協働相手	具体例（協働形態）	担当課	担当者
県内NPOの活動基盤の充実・強化に資する中間支援の機能強化	<p>多様化する地域社会の課題を解決するには、行政だけの対応では困難になっており、NPOの柔軟かつ機動的な対応や地域の実情に即したきめ細かい活動に大きな期待が寄せられています。</p> <p>しかしながら、県内の現状をみると、人材育成や活動資金の獲得、さらにはガバナンス機能の確保に苦慮しているNPOも一部見受けられます。</p> <p>このことから、県内NPOの活動について側面支援を行っている中間支援組織がマネジメントノウハウ等を提供することを通して、地域や社会の課題解決に取り組むNPOの活動基盤の充実・強化につながり、活動の活性化や組織体制の強化が図られるような企画提案を募集します。</p> <p>※事業の対象区域は、県内の各総合支庁管轄区域を最小単位とします。なお、企画提案及び採択状況によっては県と協議させていただく場合があります。</p> <p>※今回提案（応募）する事業と同様の事業で過去2か年度やまがた社会貢献基金の助成を受けた団体であっても応募可能とします。</p>	NPO活動を支援するNPO（中間支援組織）を想定しています。	<p>①組織運営体制強化への支援 【人材育成・助成金獲得のための企画力養成】 （共催、情報の提供、公の財産の提供（会議室等の貸与））</p> <p>②特定非営利活動促進法及び関係法制度の理解の深化 【法制度の普及・啓発】 （共催、情報の提供、公の財産の提供（会議室等の貸与））</p> <p>③ガバナンス強化に向けた支援 【評価システム（自己評価、第三者評価など）導入支援】 （共催、情報の提供、公の財産の提供（会議室等の貸与））</p>	県民文化スポーツ課	課長補佐（県民活動推進担当） 鏡 睦子 023-630-2122

平成30年度やまがた社会貢献基金 協働助成事業（一般型）「県政課題テーマ 一覧表」

県政課題テーマ	県政課題テーマの趣旨	想定される協働相手	具体例（協働形態）	担当課	担当者
1 戦略的広報の推進	<p>県の施策や事業の効果を高めるため、県民の県政への理解を促す県政情報のより積極的な発信、山形の魅力をより広く知ってもらうための県内外・国外向けの効果的な情報発信が課題となっています。</p> <p>情報を必要とする方への的確に発信し、わかりやすく伝えるためには、明確な目的とターゲットの意識など、局面に応じた対応が求められるため、県では、「『戦略的広報3分野』の特性に応じた広報の推進」に取り組んでいくこととしています。これは、広報を「県民等の理解と信頼を得る広報」、「人口力」、「経済力」などを本県に引き込む「『外』の『活力』を呼び込む広報」、「危機管理に係る広報」の3分野に分類し、それぞれに応じた適切な手法、媒体を用いて実施するものです。また、広報のレベルアップに向け、「組織的かつ体系的な取組み」、「訴求対象・テーマの明確化」、「持続的な展開」、「計画的な広報と効果的手段の活用」、「グローバル目線」の「戦略的広報5原則」を定めて推進することとしています。</p> <p>このような「戦略的広報」について、NPOとの協働によりノウハウの提供を得ることで、さまざまなメディアの特性を効果的に活用し、持続発展的に進めていきたいと考えています。</p>	新たな媒体・手段の研究・導入等により、訴求対象と媒体特性の適合性を考慮した、分かりやすく、効果的で効率的な情報発信が可能なNPO等を想定しています。	<p>発信する情報については、県政情報に関するものや、豊かな自然・精神性の高い文化など、山形の魅力や個性、強みに関する情報などを想定しています。</p> <p>※提案内容については、担当課と要相談（提案内容を尊重しつつ、柔軟に相談します）。</p> <p>①動画やSNS、VR、AR、アニメーション、マンガ等、新たな媒体による県政情報・魅力情報の発信等（情報の提供、その他（企画立案への参画））</p> <p>②Web媒体やSNS等の特性や使い方を理解し、効果的に活用した情報発信・情報拡散の展開等（情報の提供、その他（企画立案への参画））</p>	広報推進課	広報戦略専門員 小関 啓幹 023-630-2534
2 多様な主体の連携による生物多様性への理解・保全活動の促進及び重要な生態系の保護管理	<p>生物多様性への理解を進める活動や希少な動植物や生態系等を保全する活動を促進するには、行政、地域住民、NPO、学識経験者等の専門家等が連携し、自然に対する知識を備えた人材が地域で活動に参画できる体制づくりを図っていく必要があります。</p>	希少な動植物や生態系等の調査・保全活動の経験があるか又は学識経験者等の専門家と連携できるNPOを想定しています。	<p>①生物多様性への理解を促進するための自然観察会や講習会、自然体験活動の実施（情報の提供、後援）</p> <p>②地域住民と連携し、希少な動植物や生態系等を保全する活動の実施（情報の提供、後援）</p> <p>③地域住民と連携した外来動植物の除去・防除活動の実施（情報の提供、後援）</p>	みどり自然課	課長補佐（自然環境担当） 佐藤 克也 023-630-3173

県政課題テーマ	県政課題テーマの趣旨	想定される協働相手	具体例(協働形態)	担当課	担当者
3 消費者被害・事故の防止等に係る啓発活動の推進	商品やサービスの多様化に伴い、あらゆる世代において悪質商法等による消費者被害・トラブルや、消費者事故に巻き込まれる恐れがあります。また、消費者には、社会経済情勢や地球環境に配慮した消費行動をとることにより、持続可能な社会の形成に積極的に参画していくことが求められています。これらの課題に対応するため、県では、山形県消費者基本計画に基づきNPO・団体など多様な主体との連携により消費者教育・啓発を推進していくこととしています。	消費者被害や消費者事故の防止、環境問題などに関心をもって、積極的に学習会や研修会などを企画・実施しているNPOや、組織的な活動を行っている消費者団体などを想定しています。	①消費者啓発に関する学習会、研修会の開催(労力の提供、情報の提供、後援) ②消費者啓発イベントの開催(労力の提供、情報の提供、後援) ③街頭・大規模小売店・各種イベントの場における啓発活動(労力の提供、情報の提供)	くらし安心課	課長補佐 (消費者行政推進担当) 鈴木 秋生 023-630-3306
4 若い世代の結婚を応援する気運づくり	少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化が進行しており、それに歯止めをかけるためには、若い世代に対し、出会いの機会創出や婚活応援の活動などに取り組み、本県の婚姻数を増やす必要があります。より効果的な取組みにするためには、婚活色を前面に出さず自然な出会いの場や自分磨きのチャンスとなるようなアイデア・工夫が重要であり、そのような企画の事業を募集するものです。	地域で結婚支援に取り組む団体のほか、若い世代の柔軟な発想や行動力を期待している地域づくり組織等を想定しております。	①独身男女が気軽に参加できる交流会(労力の提供(PR等)、後援) ②地域の課題解決のための組織立ち上げや地域づくり活動(労力の提供(PR等)、後援) ③自己研さんのためのセミナー(労力の提供(PR等)、後援)	子育て支援課	課長補佐 (企画・少子化対策担当) 倉金 誠 023-630-2117
5 配偶者からの暴力(DV)の被害者に対する自立支援	近年、本件におけるDV被害者からの相談件数は増加傾向にあります。また、一時保護件数については一定件数で推移しています。暴力は個人が持つ能力を発揮するための力を奪い、その自立を阻みます。身体的にも精神的にも疲弊している被害者の自立支援には民間団体を含む継続的な支援が必要です。	DV被害者の自立支援にあたっては、被害者が抱える多様かつ複合的な困難に配慮することや、継続的な支援が必要であることから、DV被害女性等の相談等の活動を行うNPO等を想定しています。	①DV被害者への相談対応(情報の提供) ②DV被害支援者に向けた研修会の開催(情報の提供、後援)	子ども家庭課	家庭福祉主査 丹野 佳奈子 023-630-2267
6 子どもの居場所づくりの推進	近年、子どもの貧困問題に大きな関心が向けられ、貧困の連鎖を防止するための取組みが進められており、本県でも、県や市町村が実施する学習支援の他、NPO等による子ども食堂などの「子どもの居場所づくり」が始まっています。しかし、そうした活動はまだ一部の地域にとどまっておらず、困難を抱える子どもたちに支援が行き届くためには、子ども食堂をはじめとする子どもの居場所の開設・運営を促進するとともに、地域の理解を深めていくことが必要と考えます。	子ども食堂の運営にあたっては、子どもたちが抱える多様かつ複合的な困難に配慮することや、定期的かつ継続的な開催が求められることから、子どもの健全育成に関する活動を主に行っているNPOやボランティア団体等を想定しています。	困難を抱える子どもの居場所となる子ども食堂の開設・運営(情報の提供・その他)	子ども家庭課	主査 木村 彰宏 023-630-2346
7 地域における自殺対策の推進	本県における自殺者数は減少傾向にあるものの、人口10万人あたりの自殺者数は全国と比較すると高い状況にあることから、様々な視点から対策を講じるため、自殺対策に取り組む又は取り組もうとする民間団体を掘り起こし、県や市町村と協働で自殺対策を推進していく必要があります。	県内で自殺対策に取り組むNPO等や保健、福祉等に関わる事業(フリースクール、ひきこもり支援など)を行っているNPO等を想定しています。	①公民館等での困りごと相談(共催情報の提供) ②自殺予防に関するシンポジウムの開催(共催、情報の提供) ③自殺予防に関する街頭キャンペーン(啓発活動)(共催、情報の提供)	地域福祉推進課	主査 遠藤 晃一 023-630-2269
8 身体機能の維持・向上、介護予防の推進	ロコモ予防体操の実施等による健康づくりや介護予防の取組みを推進し、健康寿命を延ばすため、ロコモ予防に取り組んでいます。若いうちからのロコモ予防の重要性について、幅広い年代に対して普及啓発を図るため、NPOならではの視点により活動を広げる必要があります。	ロコモ予防体操「花の山形しゃんしゃん体操」のインストラクターが指導の実績のあるNPO等を想定しています。	①ロコモ予防についての普及・啓発(情報の提供、企画立案への参画) ②ロコモ予防体操「花の山形しゃんしゃん体操」の普及(情報の提供、企画立案への参画)	健康長寿推進課 健康づくりプロジェクト推進室	主事 富谷 道子 023-630-2919

県政課題テーマ	県政課題テーマの趣旨	想定される協働相手	具体例(協働形態)	担当課	担当者
9 受動喫煙防止対策の推進	受動喫煙防止対策を健康長寿日本一実現プロジェクト事業の重要な柱の一つに位置付け、受動喫煙のない地域社会づくりを推進するため、「やまがた受動喫煙防止宣言」を制定し、県民をあげて受動喫煙防止対策に取り組み、健康長寿日本一の実現を目指しているところです。 そこで、受動喫煙防止対策を進めるための事業について広く県民とともに活動を推進する必要があります。	受動喫煙防止に積極的に取り組んでいるNPO等団体以外にも、健康づくりに関心のあるNPO等を想定しています。	①事業所等を対象とした受動喫煙防止宣言を普及するための活動(情報の提供、企画立案への参画) ②飲食店等における受動喫煙防止対策を普及するための活動(情報の提供、企画立案への参画) ③子ども等に対する喫煙の健康被害の理解を普及させるための活動(情報の提供、企画立案への参画)	健康長寿推進課 健康づくりプロジェクト推進室	健康づくり推進主査 山口 栄治 023-630-2919
10 障がい者の社会参加の促進	障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も誰もが共に生活する共生社会の実現を目的に、平成28年4月1日から障害者差別法が施行され、また、山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例も施行しました。 このような状況を踏まえ、障がい者への理解促進、障がい者の社会参加等を推進し、共生社会の実現に向けて県民一体で取り組んでいく必要があります。	共生する社会の実現に向け、障がい者への理解促進、障がい者の社会参加等の事業を実施するためには、各種障がいの特性やそれに応じた配慮等の知識・ノウハウが必要であるため、障がい福祉分野で数多くの活動・サービスを行っているNPO等を想定しています。	①障がい福祉事業所が営む飲食店や商品等の紹介・広報活動(情報の提供) ②イベント等を活用した障がい者との交流活動の実施(情報の提供)	障がい福祉課	障がい福祉支援主査 杉山 秀喜 023-630-2317
11 災害時におけるボランティアやNPO等による円滑な支援活動の実施	災害時、被災者の生活復旧や被災地の早期復興には、ボランティアによる支援が極めて大きな役割を果たします。これらに寄与する人材・団体の育成や、専門知識の普及啓発、行政・社会福祉協議会・NPO等の連携強化など、災害ボランティア活動の円滑な実施を促進するような企画提案を募集します。	災害ボランティア活動を行う人材育成などに取り組んでいるNPO等を想定しています。	①災害ボランティア活動に参加する際の基本的な注意事項等を学ぶ研修会の開催(共催、情報の提供) ②災害時のボランティア活動や防災について日頃から取り組んでいる団体等を対象とした、被災者の多様なニーズに対応できる専門的知識を学ぶ研修会の開催や訓練等の実施(共催、情報の提供) ③県内外の団体等による活動ノウハウや資機材整備状況などの情報共有を図るための、関係機関間の意見交換会の開催やネットワークづくり(共催、情報の提供)	県民文化スポーツ課	県民活動推進主査 二瓶 久志 023-630-2122
12 港湾インフラを活用した産業観光(インダストリアルツーリズム)による教育、観光、港湾の振興	酒田港は、リサイクルポート指定を受けてから、多様なリサイクル関連企業が立地しており、更に再生可能エネルギー施設の建設も進んでいます。これらの多様な企業が集積している特性と県内唯一の国際港としてのインフラ特性を生かし、子供から大人まで、県民の皆様から港湾施設やリサイクル産業、再生可能エネルギーへの関心を持っていただき、更に企業の活用や酒田港の利用拡大、延いては地域振興や観光振興に繋げていくため、酒田港周辺の企業、インフラ等を活用した産業観光(インダストリアルツーリズム)として、酒田港及び周辺企業を効率的に県内外の皆様から見学していただく仕組みを構築することが必要である。	酒田港周辺のリサイクル関連企業、再生可能エネルギー関連企業に精通し、酒田港にも詳しく、県や企業と円滑に協調でき、総合的に見学ツアーマネジメントが可能と思われるNPO等を想定しています。	①見学ツアー広報(情報の提供、企画立案への参画) ②見学ツアールート作成(情報の提供、企画立案への参画) ③見学ツアーパンフレット作成(情報の提供、企画立案への参画) ④見学ツアーコーディネート(情報の提供、企画立案への参画) ⑤見学ツアーガイド(情報の提供、企画立案への参画)	空港港湾課	港湾専門員 瀬戸 雅治 023-630-2625

県政課題テーマ	県政課題テーマの趣旨	想定される協働相手	具体例(協働形態)	担当課	担当者
13 「やまがた教育の日」の周知啓発と県民運動の促進	県教育委員会では、県民の教育に対する関心と理解を深め、社会全体で「教育を支える文化や風土」を育てていくため、平成24年7月に「やまがた教育の日(11月第2土曜)」及び「やまがた教育月間(11月)」を定めました。 この「やまがた教育の日」「教育月間」を広く知ってもらい、社会全体で教育を支える気運を醸成するため、地域で行う読育フェスティバルや、多世代の交流を生むスポーツ大会、伝統芸能を学ぶ講座の開催など、県民に親しまれる様々な分野から周知・啓発する企画を募集します。	学校、家庭、地域等との連携、教育に対する関心を高める取組を行っているP.O等を想定しています。	①社会全体で教育を支える気運づくりとなるイベント等の開催(共催、後援、情報の提供、意見交換) (例)読育フェス、スポーツ大会、伝統芸能講座、地域を学ぶ取組みなど ②「やまがた教育の日」周知ポスター・チラシ等の作成と頒布(委託、情報の提供、意見交換)	教育庁総務課	教育庁総務課 企画調整専門員 樋口 潤一 023-630-2692
14 民俗芸能や文化財等を通じた地域の文化継承活動の促進	本県には地域に伝わる貴重な文化(財)が数多くありますが、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化により、文化の継承が難しくなっているケースも出てきています。 次世代への文化の継承を促進させるためには、幼少期から、地域にある民俗芸能や文化財に触れる機会を創出することで、生まれ育った地域への誇りと愛着をもたせ、積極的に地域づくり活動を促進していく人材を育成する必要があります。	地域にある民俗芸能や文化財に触れる機会を創出するためには、文化財(民俗芸能含)の現状や知識が必要であるため、地域で活動しているNPO等を想定しています。	①文化財に触れる体験学習会や公開講座、ワークショップ等の開催(情報の提供) ②民俗芸能に触れる体験学習会や公開講座等の開催(情報の提供)	文化財・生涯学習課	文化財活用主査 榎 正智 023-630-3341
15 住民一人ひとりが地域を見つめ直し、アピールする、「オール置賜」による地域づくり	高速交通網の整備等を踏まえ、若者をはじめとした住民一人ひとりが歴史資源や自然環境、食などの置賜ならではの魅力を再発見・再認識し、磨き上げるとともに、多様な主体が協働してその魅力を発信するなど、「オール置賜」で地域の活性化を図る。	まちづくりの推進を図るNPO、観光の振興を図るNPO、農山漁村又は中山間地域の振興を図るNPOを想定しています。	①置賜ならではの魅力を磨き上げ、各種媒体やイベントなどを通して外部にアピールする取組み ②ワークショップなどを通して地域住民が地域の魅力を再発見し、発信していく機運を醸成する取組み ③他エリアとの交流企画や体験ツアーなどを通して活動のネットワーク化や人材育成を図る取組み(共催・財産・労力の提供・情報の提供、後援、その他(企画立案への参画))	置賜総合支庁 総務企画部 総務課連携支援室	主事 相良 優樹 0238-26-6021
16 公共交通を活かした地域づくり	平成30年度に開業30周年を迎えるフラワー長井線は、地域の公共交通として重要な役割を担っておりますが、自動車社会の進展や少子化の影響により利用者が減少し、厳しい経営状況が続いています。 このため、フラワー長井線沿線の地域資源を活用した新たな利用拡大策を募集するものです。	フラワー長井線の利用拡大は地域振興として一つの側面もあることから、地域づくり推進のために活動しているNPOやボランティア団体等を想定しています。	①フラワー長井線を活用したイベント等の企画・実施(労力の提供、情報の提供、後援) ②駅舎や沿線の美化活動(花植え等)(労力の提供、情報の提供)	置賜総合支庁 総務企画部 総務課連携支援室	主査 平 潤一 0238-26-6021
17 置賜地域における文化芸術活動への支援	置賜地域には、子どもを主体とする伝統芸能等が多く存在していますが、人口減少社会にあって、次の世代に受け継いでいくことが困難になりつつあります。 近年、高速交通網の整備等による交流人口の拡大が見込まれることから、この機会をとらえ、以下に係る企画提案を募集します。 (1)高速交通網の整備等を契機とした交流人口の拡大を図るため、他の地域の団体との文化的交流を促進する事業 (2)地域の伝統的な文化芸術の継承等を目的とする事業	置賜地域の団体又は住民を主体とし、地域文化振興や地域活性化を目的とするNPOや学生等を想定しています。	①福島県、宮城県又は山形県内の他の地域の団体との文化的交流(情報の提供、後援) ②歴史、文化遺産等に関するシンポジウムやフィールドワークの開催(情報の提供、後援) ③現在にも受け継がれている文化芸術に関する参加型ワークショップの開催(情報の提供、後援)	置賜総合支庁 総務企画部 総務課連携支援室	連携支援主査 後藤 美子 0238-26-6020
18 ひきこもり者等が集える居場所づくりの推進	社会生活に困難を抱える者のひきこもりの長期化や高齢化が大きな問題となっています。 ひきこもり状態から回復し社会へ参加していくためのステップとして、当事者が気軽に立ち寄れる居場所が身近にあることが重要ですが、まだまだ充足していない現状にあります。 そのため、当事者や家族が安心して集える居場所づくりを推進・充実していく必要があります。	当事者に近いNPOならではの柔軟な発想で、ひきこもり者等が気軽に参加しやすいプログラムを開発する必要があるため、ひきこもり者等の支援で実績のあるNPOを想定しています。	①ひきこもり者等が気軽に参加できる居場所づくり、効果的なプログラムの実施体制整備(情報の提供、企画立案への参画) ②家族関係回復のために家族が休める居場所づくり(情報の提供)	置賜総合支庁 保健福祉環境部 地域保健福祉課	地域保健主幹 山田 晴美 0238-27-1425

(様式第1号)

やまがた社会貢献基金
平成30年度協働助成事業(テーマ希望型)企画提案書

募集要項5に規定される応募団体の資格を有する団体であることを宣誓し、企画提案書を提出します。

重点課題テーマ又は 県政課題テーマ		※自由提案部門の場合は記入不要	
事業名			
事業費	総事業費	円	
	うち希望 補助金額	円	
申請者 【団体概要】	ふりがな 団体名	<input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 ←該当する方をチェックしてください。↓ 「やまがた社会貢献基金」の助成を受けたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある(回) <input type="checkbox"/> ない	
	所在地		郵便番号 住所
	代表者	役職名	
		ふりがな 氏名	印
	活動開始年月	昭和・平成 年 月から	
	主な活動地域		
	会員数		
	活動目的		
	活動実績		
	事業年度	月 日 から 月 日 まで	
	平成30年度に補助・助成 を受ける(予定を含む)補 助金・助成金	※補助・助成を受ける(予定を含む)事業の名称、補助金・助成金の名称、金額	
連絡先	担当者	役職名	
		ふりがな 氏名	
	通知等 送付先	郵便番号	
		住所	
		電話番号	※日中に連絡可能な電話番号を記入してください。
FAX番号			
メールアドレス	※確実に連絡可能なメールアドレスを記入してください。携帯電話は不可。		

以下の添付書類とともに提出します。

※提出の際に漏れが無いが、チェックしてください。書類は全てA4判の片面印刷とします。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 事業計画書(様式第2号) | <input type="checkbox"/> 最新の役員名簿 |
| <input type="checkbox"/> 収支予算書(様式第3号)※積算内訳の分かる資料を含む | <input type="checkbox"/> 現年度の団体の事業計画書・予算書 |
| <input type="checkbox"/> 団体の定款・規約・会則等 | <input type="checkbox"/> 前年度の団体の決算書 |
| <input type="checkbox"/> 団体を紹介した各種記事など(必要に応じてA4判3枚まで) | <input type="checkbox"/> 押印の確認 |

(様式第3号)

平成30年度山形県NPO活動促進補助事業

収支予算書

団体名 _____

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	精算額(注1)	比較増減(注1)	摘 要
県 補 助 金				
当該事業による収入				
そ の 他 収 入				
自 己 資 金				
計				

2 支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	精算額(注1)	比較増減(注1)	摘 要
計				

(注1)「精算額」及び「比較増減」の欄は記入不要です。

(注2)区分は、募集要項4(2)①の「補助対象経費」に基づき記入してください。

※ 収入及び支出の内訳(積算内容)の分かる資料を添付してください(様式任意)。

(任意様式)

収入及び支出の内訳

団体名 _____

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	内訳
県 補 助 金		
当該事業による収入		
そ の 他 収 入		
自 己 資 金		
計	0	

2 支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	内訳
謝金		
旅費		
印刷製本費		
消耗品・材料購入費		
通信運搬費		
保険料		
使用料		
人件費		
計	0	

事業体名
＜ 団 体 名 ＞

- 1 課題認識・目的
- 2 主な事業内容
 - (1)
 - (2)
 - (3)
- 3 実施体制、協働のパートナー
- 4 協働の役割分担及びポイント
- 5 課題に対する事業効果

【記入例】

(山形県NPO活動促進補助事業)

(様式第1号)

やまがた社会貢献基金 平成30年度協働助成事業(一般型)企画提案書

募集要項5に規定される応募団体の資格を有する団体であることを宣誓し、企画提案

募集要項を確認して、企画提案する重点課題テーマ又は県政課題テーマ名を記入すること(自由課題部門の場合は記入不要)

重点課題テーマ又は 県政課題テーマ	※自由提案部門の場合は記入不要 1 ○○○美化活動の持続可能な展開		事業内容を簡潔に表す事業名を考慮して記入すること
事業名	花の植栽で安全・安心なまちづくり支援活動		
事業費	総事業費	400,000 円	
	うち希望補助金額	300,000 円	

申請者【団体概要】	ふりがな	おもいをつなぐやまがたしゃかいこうけんのかい		
	団体名	想いをつなぐやまがた社会貢献の会		
	所在地	郵便番号	○○○-○○○○	
		住所	山形市松波○-○-○	
	代表者	役職名	会長	
		ふりがな 氏名	やまがた たろう 山形 太郎	任意団体は、代表者の私印を押印すること
	活動開始年月	昭和・平成 10 年 5 月から		
	主な活動地域	山形市		
	会員数	30名		
	活動目的	美しい地域づくりと助けあいのまちづくりを目的に活動している		
活動実績	・歩道や公園への花の植栽 ・社会貢献活動を行う団体との交流及び人材の育成			
事業年度	4月 1日 から 3月 31日 まで			
平成29年度に補助・助成を受ける(予定を含む)補助金・助成金	※補助・助成を受ける(予定を含む)事業の名称、補助金・助成金の ・地域花いっぱい活動、社会貢献活動助成金(○○財団)、200,000円			
連絡先	担当者	役職名	事務局長	
		ふりがな 氏名	こうけん はなこ 貢献 花子	
	通知等送付先	郵便番号	○○○-○○○○	
		住所	山形市緑町○-○-○ (事務局長自宅)	
		電話番号	※日中に連絡可能な電話番号を記入してください。 ○○○-○○○-○○○○	
FAX番号	○○○-○○○-○○○○			
メールアドレス	※確実に連絡可能なメールアドレスを記入してください。携帯電話は不可。 ○○○@○○○.○○○.jp			

定款・規約等から抜粋して記入すること

提案する事業について国や県、市町村の助成と並行して応募することはできませんが、国等の助成が決定した場合、やまがた社会貢献基金の助成を辞退していただきます

提出書類の作成担当者など、今後、県からの連絡・問合せ等に対し、窓口になる方を記入すること。上記代表者と同じ場合も、再度記入すること

以下の添付書類とともに提出します。

※提出の際に漏れが無いが、チェックしてください。書類は全てA4判の片面印刷とします。

- 事業計画書(様式第2号)
- 最新の役員名簿
- 収支予算書(様式第3号)※積算内訳の分かる資料を含む
- 現年度の団体の事業計画書・予算書
- 団体の定款・規約・会則等
- 前年度の団体の決算書
- 団体を紹介した各種記事など(必要に応じてA4判3枚まで)
- 押印の確認

【記入例】

(様式第2号)

平成30年度山形県NPO活動促進補助事業

事業計画書

内容は簡潔に記載すること
箇条書きやフォントに変化を
付ける等の工夫もよい

団体名 想いをつなぐやまがた社会貢献の会

事業名	花の植栽で安全・安心なまちづくり支援活動												
事業実施期間	事業採択決定の日 から 平成 30年 12月 31日 まで												
事業目的	<p>・地域における課題とその背景、事業の目的</p> <p>県内各地では、環境保全や美しい地域づくりを目的に、多くのボランティアによって歩道や公園等に花の植栽活動が行われています。植栽することで、ゴミのポイ捨てが減るばかりでなく、地域活動の活性化にもつながると思います。このことは、子どもから大人まで快適に安心して過ごせるまちづくりというテーマにも合致し、今後の活動を継続していく契機にもしたいと考え、提案するものです。</p>												
事業内容	<p>・具体的な事業内容(いつ、どこで、何を、どのように(誰を対象に)、事業の公益性) ※独創性・先進性のある内容の場合は、その点についても記載してください。</p> <p>①花の植栽 6月から10月の期間中に月1回程度、〇〇地区で、地域住民・企業・学生にも参加を呼びかけて、歩道沿いに花の植栽活動を行います。</p> <p>②植栽活動の支援 9月中旬、山形市内の〇〇センターにて、植栽活動に取り組みたい、技術を磨きたいという方を対象に、地域の現状を知り、市民が楽しく美化活動するための方法について話し合うワークショップを開催します。 本事業は、自ら植栽活動を行うだけでなく、潜在的な人材である方々に呼びかけて活動に参加してもらい契機を提供する点に独創性があります。また、会員には農業関係者がいるため、花きの専門知識も共有でき、関係団体との協力・連携を深めることで、活動の新たな発展や継続が見込まれます。</p>												
実施体制	<p>・責任者、担当者、事業に従事するスタッフ数、協働相手、協働形態・具体</p> <p>責任者：会長 山形太郎 担当者：スタッフ 基金次郎 事業に従事するスタッフ数：10名 協働相手：〇〇市〇〇課〇〇係、〇〇〇(株) 〇〇部 協働形態・内容：ワークショップを市と共催で実施、実行委員会を構成</p> <p>・企業や行政機関の場合は、担当の課係まで記入すること ・協働の形態・内容が分かるように記載すること</p>												
スケジュール	<p>・実施に向けたスケジュール(予定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月</td> <td>・関係者調整(植栽活動を行う場所の検討)</td> </tr> <tr> <td>6～10月</td> <td>・植栽活動</td> </tr> <tr> <td>7～8月</td> <td>・ワークショップ開催に向けて実施内容検討、開催案内</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>・ワークショップ開催</td> </tr> <tr> <td>11月～</td> <td>・事業まとめ</td> </tr> </tbody> </table>	時期	内容	5月	・関係者調整(植栽活動を行う場所の検討)	6～10月	・植栽活動	7～8月	・ワークショップ開催に向けて実施内容検討、開催案内	9月	・ワークショップ開催	11月～	・事業まとめ
時期	内容												
5月	・関係者調整(植栽活動を行う場所の検討)												
6～10月	・植栽活動												
7～8月	・ワークショップ開催に向けて実施内容検討、開催案内												
9月	・ワークショップ開催												
11月～	・事業まとめ												
事業効果	<p>・どのような成果をあげられるか、具体的に記入してください。</p> <p>多くの方々から植栽活動に参加していただき、地域をきれいにします。また、ワークショップを開催することで、活動に参加するきっかけづくりを行います。 ・植栽活動参加者 のべ〇〇人、ワークショップ参加者 のべ〇〇人</p>												
関連するこれまでの取り組み	<p>・これまでの取り組みの成果・反省点とそれを踏まえた工夫の内容</p> <p>地域の歩道や公園への植栽には団体設立時から取り組んでいますが、近年は、会員だけでなく、近隣企業や地域住民の参加も多くなりました。より多くの方々から参加していただけるよう、地元の大学生に対しても参加の呼びかけを行う予定です。</p>												
今後の展望	<p>・今後、事業としてどのように成り立たせていくか</p> <p>この事業で得たノウハウや活動資材、連携団体とのつながりを活かして、助成事業終了後も継続して事業を実施していく予定です。 各イベントの実施の際には、本会のPRを行い、支援者の獲得につなげます。</p>												

※文字サイズは11ポイント以上とし、1ページ以内に収まるよう簡潔に記入してください。

【記入例】

(様式第3号)

平成30年度山形県NPO活動促進補助事業 収支予算書

団体名 想いをつなぐやまがた社会貢献の会

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	精算額(注1)	比較増減(注1)	摘 要
県 補 助 金	300,000			
当該事業による収入	10,000			
そ の 他 収 入	0			
自 己 資 金	90,000			
計	400,000			

2 支出の部

(単位:円)

区 分(注2)	予算額	精算額(注1)	比較増減(注1)	摘 要
謝金	50,000			
旅費	20,000			
印刷製本費	10,000			
消耗品・材料購入費	250,000			
通信運搬費	5,000			
保険料	5,000			
使用料	10,000			
人件費	50,000			
計	400,000			

(注1)「精算額」及び「比較増減」の欄は記入不要です。

(注2)区分は、募集要項4(2)①の「補助対象経費」に基づき記入してください。

※ 収入及び支出の内訳(積算内容)の分かる資料を添付してください(様式任意)。

【記入例】

(任意様式)

収入及び支出の内訳

団体名 想いをつなぐやまがた社会貢献の会

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	内訳
県 補 助 金	300,000	
当該事業による収入	10,000	花苗バザー販売 @50×200個
そ の 他 収 入	0	
自 己 資 金	90,000	
計	400,000	

2 支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	内訳
謝金	50,000	花苗手入れの指導料 @50,000×1名
旅費	20,000	スタッフの交通費 @1,000×10月×2名
印刷製本費	10,000	成果報告用パネルの作成 8,000円 報告書作成 2,000円
消耗品・材料購入費	250,000	植栽手入れ用スコップ@5,000円×10本=50,000円 軍手、バケツなど一式 40,000円 園芸機材A@10,000×10個=100,000円 園芸機材B @20,000円×3個=60,000円
通信運搬費	5,000	事業及びイベント告知等 郵便切手 @82×50=4,100円 宅配 @300×3=900円
保険料	5,000	ワークショップイベント保険
使用料	10,000	運搬用トラック借上げ代 (1台・1日)
人件費	50,000	機材運搬等に係る人件費 @5,000×10回=50,000円
計	400,000	

花の植栽で安全・安心なまちづくり支援活動

＜ 想いをつなぐやまがた社会貢献の会 ＞

1 課題認識・目的

当地域では世代間の関係の希薄化を憂慮する声が高まっている。折からゴミのポイ捨ての増加も問題化しているため、幅広い世代のボランティアを募って歩道や公園等に花を植栽することを通し、ポイ捨て抑制と併せて地域活動の活性化を図る。子どもから大人まで快適に安心して過ごせるまちづくりというテーマにも合致し、今後の活動を継続していく契機にしたいとも考えている。

2 主な事業内容

(1) 花の植栽

9～10月に月1回程度、〇〇地区で、地域住民・企業・学生にも参加を呼び掛け、歩道沿いに花の植栽活動を行う。

(2) 植栽活動の支援

11月中旬、〇〇センターにて、植栽活動に取り組みたい、技術を磨きたいという方を対象に、地域の現状を知り、市民が楽しく美化活動するための方法について話し合うワークショップを開催する。

3 実施体制、協働のパートナー

- 〇〇市〇〇課〇〇係
- 〇〇株式会社〇〇部

4 協働の役割分担及びポイント

実行委員会を構成。ワークショップは市と共催で実施
会員に農業関係者がいるため、花きの専門知識の共有を通じて市や近隣企業など関係団体との協力・連携を深めることで、活動の継続や新たな発展が見込まれる。

5 課題に対する事業効果

多くの方の参加を得て地域をきれいにすることはもちろん、多様な年代で活動を希望する潜在的な人材に呼び掛け、地域活動に参加してもらう契機を提供することができ

- 植栽活動参加者 延べ〇〇人
- ワークショップ参加者 延べ〇〇人

協働助成事業 Q&A

(補助対象事業)

Q 1 団体が継続的に実施している事業でも応募できますか。

A 1 応募できます。ただし、やまがた社会貢献基金協働助成事業（一般型）の重点課題部門に応募する場合はその事業が重点課題テーマに、県政課題部門に応募する場合はその事業が県政課題テーマに適合していることが必要です。

Q 2 応募できない事業として、「過去にやまがた社会貢献基金の助成を受けた団体において、同じ事業内容で2回助成を受けたことのある事業」とありますが、どのような場合が該当しますか。

A 2 例えば、過去に実施した事業と内容が同じで、実施場所や対象者が異なる場合などが該当します。

Q 3 他の助成金に申請中又は申請予定の事業でも応募できますか。

A 3 ① 申請中又は申請予定の助成金が国、県又は市町村の事業である場合、応募することはできますが、やまがた社会貢献基金協働助成事業に採択され、かつ国等の事業でも助成が決定した場合は、やまがた社会貢献基金の助成を辞退していただきます。

② ①以外の民間企業や財団等の助成金の場合
応募することができます。ただし、その場合、「収支予算書」の収入の部に「その他収入」として、当該助成金を計上してください。

Q 4 県外を主たる活動地域とする事業でも応募できますか。

A 4 応募できません。やまがた社会貢献基金は、社会や地域に貢献したいという“想い”を持った県民の皆さまからの寄附を地域や社会の課題解決に取り組む活動につなぐという趣旨で創設されたものであるため、応募できる事業は、県内で行われるものに限定しています。

(事業実施期間)

Q 5 いつから事業することができますか。

A 5 公開プレゼンテーション審査会における審査を経て、県が補助する事業を決定します。事業は、この採択決定日から実施することができます。なお、平成 30 年度は、5 月ごろの採択決定を予定しています。また、事業は、平成 31 年 2 月 28 日までに終了していただきます。

(補助対象経費)

Q 6 (全般) 事務所の賃借料等の団体の運営上必要な経費は補助対象になりますか。

A 6 あくまでも、補助事業に直接必要な経費が対象となります。そのため、事務所の賃借料、光熱水費、インターネットプロバイダー利用料等の経費は補助対象となりません。

Q 7 (全般) 申請書類や報告書類の郵送費、補助金の申請・報告等についての個別相談のための交通費は補助対象になりますか。

A 7 事業実施に直接要する経費ではないため、補助対象となりません。

Q 8 (報償費) 団体の関係者(役員、会員、職員)が講師を務める場合に支払う謝礼金は、補助対象になりますか。

A 8 報償費の対象は、外部から招聘した講師にのみ認められます。団体の関係者が講師を務める場合は、人件費として補助対象となります。ただし、補助対象となる人件費は、補助金額の3割以内の額となります。

Q 9 (消耗品・材料購入費) パンフレットやチラシ等を自分たちで作成する場合、作成に必要な用紙やインクの購入費の経費区分は何になりますか。

A 9 事業実施にあたり必要なものとして購入し使用した場合は、補助対象となります。この場合、消耗品・材料購入費に計上してください。

Q 10 (人件費) 職員の人件費は補助対象になりますか。

A 10 事業実施に直接要する経費が補助対象となります。そのため、当該事業に従事した時間分に限り、補助対象となります。ただし、その額は、補助金額の3割以内の額となります。

Q 11 (食糧費) 講師への昼食代は補助対象となりますか。

A 11 飲食代、飲料水購入費等は補助対象となりません。なお、子どもたちを対象とした郷土料理の伝承など、事業実施に必要な食材費は材料購入費に計上してください。

Q 12 (収入) 参加料を徴収する予定ですが、その参加料収入はどう計上すればよいですか。

A 12 参加料収入や作成した印刷物の頒布収入、協賛金収入等が見込まれる場合は、「収支予算書」の収入の部に「当該事業による収入」として当該収入額を計上してください。

(補助対象団体)

Q13 社団法人や財団法人、学校法人、社会福祉法人は応募できますか。

A13 NPO法人や主として社会貢献活動を行う民間の団体に対象を絞っていますので、社団法人等は応募できません。

Q14 団体の設立から1年未満の場合でも、応募できますか。

A14 応募時と異なる名称で活動していた期間がある場合でも、団体の設立目的や活動内容などが同じで実質的に同じ組織とみなされる場合は、その活動期間も通算することができます。通算した結果、1年以上となる場合は、応募することができます。

(応募書類)

Q15 応募の時点で、前年度の決算が確定していない場合、いつの決算書を提出することになりますか。

A15 直近の決算書(前々年度のもの)を提出してください。また、補助事業として採択された場合は、交付申請書提出時に前年の決算書を提出していただくこととなります。

(プレゼンテーション)

Q16 公開プレゼンテーション審査会では、パワーポイントを使うことはできますか。

A16 プレゼンテーションでは、Microsoftパワーポイント、windowsメディアプレイヤーを使用することができます。パソコン及びスクリーンは事務局が準備しますが、パソコンの操作は団体自らでお願いします。

(採択後の義務)

Q17 企画提案書が採択された場合、どのような事務手続きがでできますか。

A17 採択決定後に必要となる主な手続きは次のとおりです。

①補助金交付申請

②実績報告 ※事業実施に要した経費に係る領収書等を整理・保管しておいてください。

③情報誌への掲載情報の提供

④成果報告会への出席…実施した事業の成果を広く県民に報告